看護管理研修（付加研修を含む）説明会におけるＱ＆Ａ

看護管理研修（付加研修を含む）に関する内容

受講資格・受講対象について

	質問	回答
1	看護管理研修（付加研修を含む）には、看護師の実務経験の要件があるか。	A：看護管理研修（付加研修を含む）の受講要件は、下記の①～③の要件をすべて満たす者、とされています。実務経験の要件はありません。詳しくは、日本看護協会のホームページをご覧ください。 ①日本国の看護師免許を有する者。 ②看護管理に関心のある者、看護管理者になる予定の者、看護管理の職にある者。 ③オンデマンドと演習の両方が受講可能な者。 ④（付加研修受講者のみ）ファーストレベルを修了している者

個別受講・欠席時の対応について

2	同じ月に演習が複数回ある場合、月4回、各3時間の演習に参加するという理解で良いか。	ご認識のとおりです。3時間の演習は、午前・午後に分けて2つの演習を行います。6時間の演習は、1日研修です。詳しくは、2027年1月末頃に公開予定の本会のホームページや次年度の研修計画をご覧ください。
3	受講できなかった研修を次年度以降に個別受講する場合、その受講者も定員に含まれるか。	ご認識のとおりです。当該年度に受講できなかった研修は次年度以降の個別受講コースで受講していただくようになります。
4	個別受講を複数年かけて全項目修了した場合、次段階の研修を受講できるか。	ご認識のとおりです。学んだ内容を十分生かすためにも期間を空けずに受講することをお勧めします。16研修を全て終了すると、「新たな認定看護管理者教育課程」の受講資格が得られます。
5	16研修受講コースのうち、一部の講義を受講しなかった場合、次年度に優先して受講できるか。	受講にあたって、優先的な取り扱いはありません。
6	個別受講の履歴や進捗を、所属施設が確認できる仕組みはあるか。	看護管理研修（付加研修を含む）は個人が受講の申し込みを行います。そのため、所属施設に対して受講に関する情報提供は行いません。受講の把握が必要と判断される場合には、各施設で受講状況が分かる体制構築をご検討ください。

募集・定員・受講者の決定について

7	申込順で定員に達した場合、施設規模によって受講機会に偏りが生じないよう、どのような対応が予定されているか。	個人が受講の申し込みを行うことになるため、施設間の調整は行いません。受講希望者が公平に申し込みできるように、申込者数が定員になり募集を終了する予定です。
8	受講者の選考や決定にあたり、管理者が優先される等の基準はあるか。評価基準も含めて教えてほしい。	看護管理研修（付加研修を含む）は個人の申し込み順で受講決定を行うもので、評価基準や、管理者が優先されるなどの対応はありません。

研修内容・評価・教材について

9	レポート提出や評価がない場合、受講者の理解度や学びをどのように確認するか。	「看護管理研修（付加研修を含む）」は一般研修です。学びを各施設でどのように高めていくかは、各施設にゆだねられることになりますが、本会としても、フォローアップ研修などを開催し、学びの支援ができればと考えています。
10	テキストは印刷物として配布されますか、それとも購入が必要か。	オンデマンドの資料は、各自がダウンロードできます。演習の資料は本会が準備します。

講義・演習の実施方法について

11	講義も演習と同様に看護協会へ集合して受講する形になるか。	講義はオンデマンドで行います。各自、自分の都合の良い時間に受講できます。演習は、本会での集合研修となります。
12	オンデマンド講義で十分に理解できるよう、質問や相談の機会は設けられているか。	オンデマンド講義での質問や相談は、演習の時質問や相談を行ってください。
13	講師や演習助言者はどのような方が担当するのか。広島県内の地域事情に詳しい講師も関わる予定があるか。	オンデマンドは、日本看護協会が選定した講師が担当します。演習の実践者講義は、広島県内の看護管理者が行います。

「新たな認定看護管理者教育課程」に関する内容

14	認定看護管理者教育課程セカンドレベル修了者に免除はないという理解でよいか。	「認定看護管理者教育課程セカンドレベル」受講修了者は、「新たな認定看護管理者教育課程」の受講資格があります。「免除」という要件はありません。
15	サードレベルは 2027 年度に実施され、2028 年度に試験になるか。	広島県では、2027 年度に最後の認定看護管理者教育課程サードレベルを開講する予定です。認定看護管理者教育課程サードレベルを終了することで、2028 年度以降の認定看護管理者（CNA）認定審査の受験は可能です。
16	「新たな認定看護管理者教育課程」ではサードレベルの最終試験はなくなるのか。	「新たな認定看護管理者教育課程」は、2028 年度開講を目指し、現在検討中です。詳細が決まりましたらお知らせいたします。
17	「新たな認定看護管理者教育課程」の修了者は、「認定看護管理者教育課程サードレベル」修了者と同等の認定看護管理者として扱われるのか。	「新たな認定看護管理者教育課程」の修了者は、「認定看護管理者教育課程サードレベル」の修了者と同様に、認定看護管理者（CNA）の受審資格が得られます。認定看護管理者（CNA）認定審査に合格すれば、認定看護管理者（CNA）として認められます。

今後の情報提供について

18	募集要項や研修内容などの詳細は、いつ頃、どのような方法で公表されるのか。	募集に関する詳細は、2027 年 2 月頃に、本会ホームページで公表予定です。
19	内容が決定した後、改めて説明会を開催する予定はあるか。	詳細は本会ホームページで公開いたしますので、ご確認ください。